

**浜田市障がい福祉計画（第7期）・
浜田市障がい児福祉計画（第3期）**

**令和6年(2024年)3月
浜田市**

■ 目 次 ■

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 計画の策定体制	4
第2章 障がいのある人等の状況	6
1 人口の推移	6
2 身体障がい	7
3 知的障がい	9
4 精神障がい	10
5 障害者手帳所持者数（合計）	11
第3章 障がい福祉計画（第7期）	12
1 第6期計画の実績と課題	12
2 令和8年度（2026年度）に向けた目標値	25
3 障がい福祉サービスの第7期見込量及び確保方策	32
4 地域生活支援事業の第7期見込量及び確保方策	36
5 その他に関する取組	37
第4章 障がい児福祉計画（第3期）	38
1 第2期計画の実績と課題	38
2 令和8年度（2026年度）に向けた目標値	40
3 障がい児通所支援等の第3期見込量及び確保方策	41
第5章 計画の推進体制	42
1 計画の進捗管理	42
2 市民参画の推進	42
3 関係機関の連携	42
資料編	43
1 策定経過	43
2 浜田市保健医療福祉協議会規則	44
3 浜田市保健医療福祉協議会委員名簿	45
4 障がい者福祉専門部会委員名簿	46

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

わが国では、平成28年（2016年）の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律」（以下「障害者総合支援法」という。）及び「児童福祉法」の改正により、障がいのある人の望む地域生活を支援し、障がい児支援の多様なニーズに対応するためのサービスの新設、市町村に対する「障害児福祉計画」策定の義務付けなどが定めされました。

また、近年の動向として、令和3年（2021年）には日常的に医療的ケアが必要となる「医療的ケア児」の定義や、国や地方自治体が医療的ケア児の支援を行う責務を負うことを初めて明記した「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行されました。同年5月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が改正され、令和6年（2024年）4月より合理的配慮の提供義務が民間事業所にも拡大されることが示されています。さらに、令和4年（2022年）には障がいのある人の情報の取得利用や意思疎通に関する施策を総合的に推進する「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行されています。

「浜田市障がい福祉計画（第7期）・浜田市障がい児福祉計画（第3期）」（以下「本計画」という。）は、これらの法制度の変更を踏まえながら、地域において必要な「障がい福祉サービス」及び「相談支援」、「地域生活支援事業」、「障がい児通所支援」が計画的に提供されるよう、令和8年度（2026年度）における障がい福祉サービス等に関する数値目標を設定し、各年度のサービス需要を見込むとともに、サービスの提供体制の確保や推進のための取組を定めます。

浜田市における「障害」表記の取扱いについて

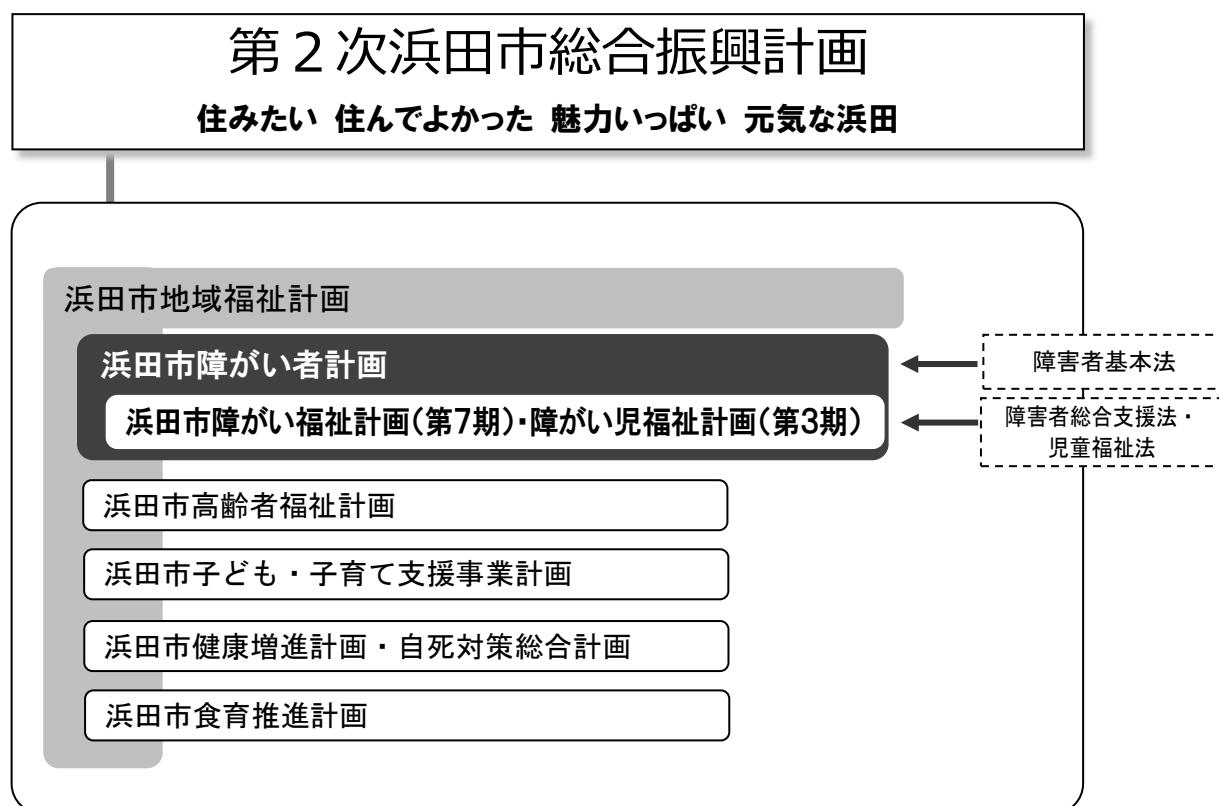
- 原則として、「障がい」とひらがな表記にしています。
なお、法令及び団体施設等の固有名詞等については、「障害」と表記しています。
- 平成23年（2011年）4月1日以降浜田市が作成する公文書を対象としており、本計画についても上記の取扱いにより表記しています。

2 計画の位置づけ

本計画は、「障害者総合支援法」第88条に基づく「市町村障害福祉計画」と「児童福祉法」第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」の2計画を一体としたものです。

また、「浜田市総合振興計画」の障がい福祉に関する具体的な部門別計画として位置づけ、「浜田市地域福祉計画」等各種計画との整合を図りながら、障がい者・児のサービスの提供体制の確保や推進のための基本となる計画です。

策定にあたっては、国の定める基本指針（平成18年（2006年）厚生労働省告示第395号：令和2年（2020年）改正）（以下「国基本指針」という。）を踏まえ、浜田市保健医療福祉協議会の障がい者福祉専門部会、浜田圏域自立支援協議会、関係者団体の意見を反映し、「浜田市障がい者計画」との調和を図りました。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間とします。

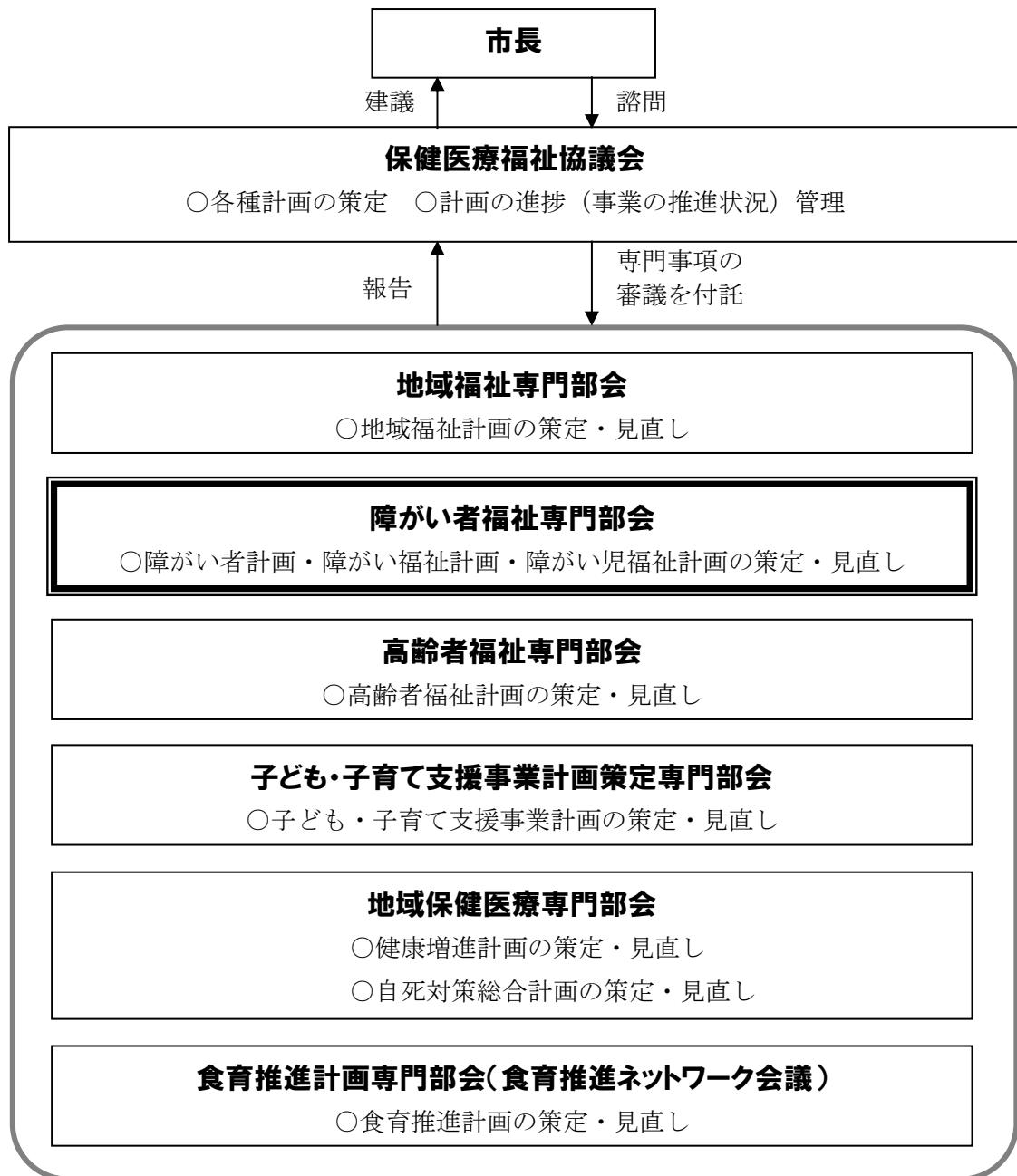
なお、本計画については、年1回以上、数値目標等の実績の把握・分析・評価を行い、必要に応じ計画変更等の措置を取ることとします。また、関連制度、法令等、社会情勢の変化に対応するためにも、必要に応じて見直しを行います。



4 計画の策定体制

(1) 組織体制

本市では、以下の組織体制で浜田市保健医療福祉に関する計画を策定することとしており、本計画は障がい者福祉専門部会及び浜田圏域自立支援協議会において審議を行いました。また、関係部局及び島根県とも連携、調整を図りながら計画を策定しました。



(2) 関係団体調査

障がい福祉サービス事業者及び相談支援事業所等の各種関係機関から、障がいのある人へのサービス提供状況や支援における課題を把握する目的で、関係団体調査を実施しました。

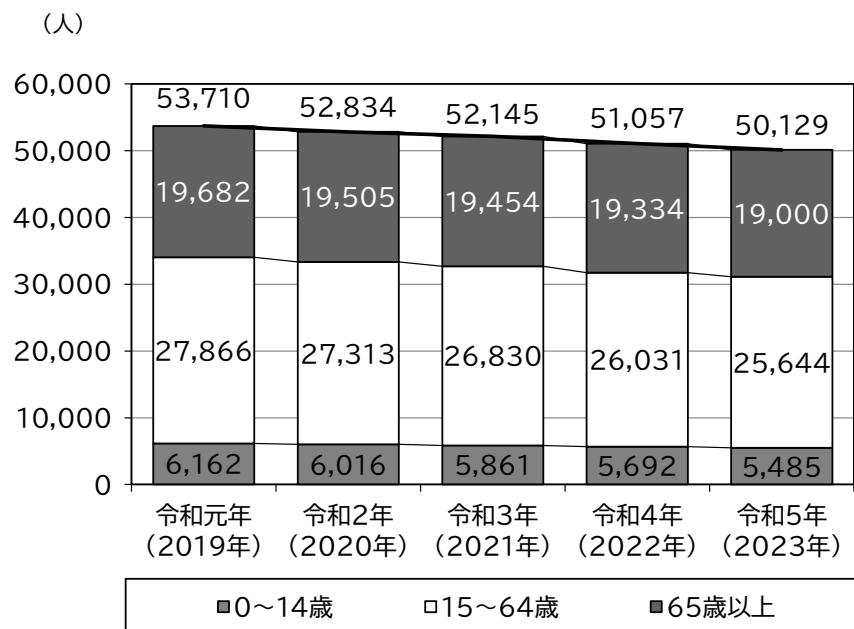
調査対象	障がい福祉サービス事業者をはじめ、障がいのある人を支援している関係機関等
調査方法	市内サービス提供事業所等への調査票郵送による配布回収
調査時期	令和5年（2023年）10月23日～11月8日
配布数及び回収数	配布数：81　　回収数：62　　（回収率：76.5%）

第2章 障がいのある人等の状況

1 人口の推移

総人口は令和元年（2019年）以降、年々減少しています。人口構成別にみても、年少人口、生産年齢人口、高齢者人口のすべてにおいて減少しています。

■総人口等の推移



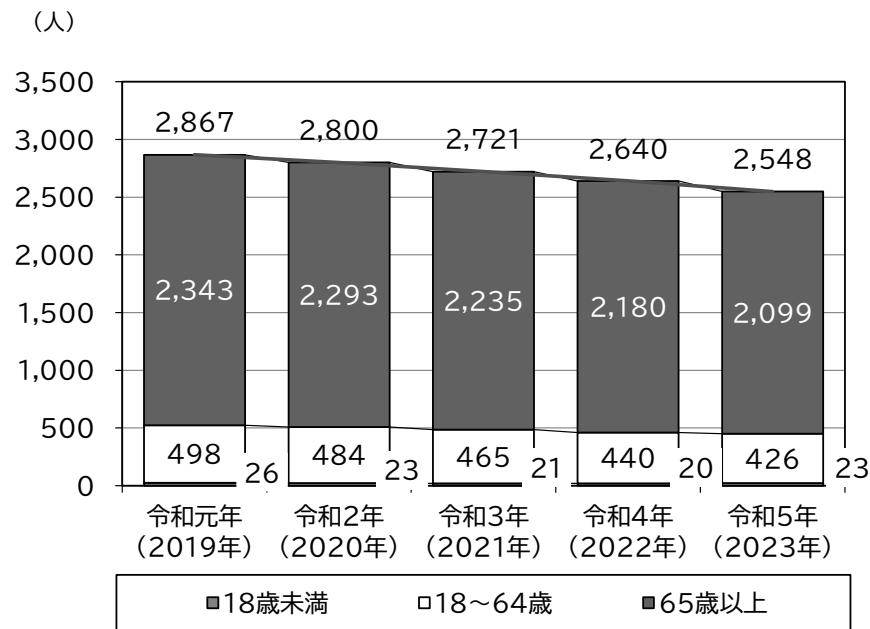
資料：住民基本台帳 各年3月末
※総人口は年齢不詳を含む

2 身体障がい

(1) 身体障害者手帳所持者数の年齢別推移

身体障害者手帳所持者数は減少傾向で推移しています。

■身体障害者手帳所持者数の推移（年齢別）

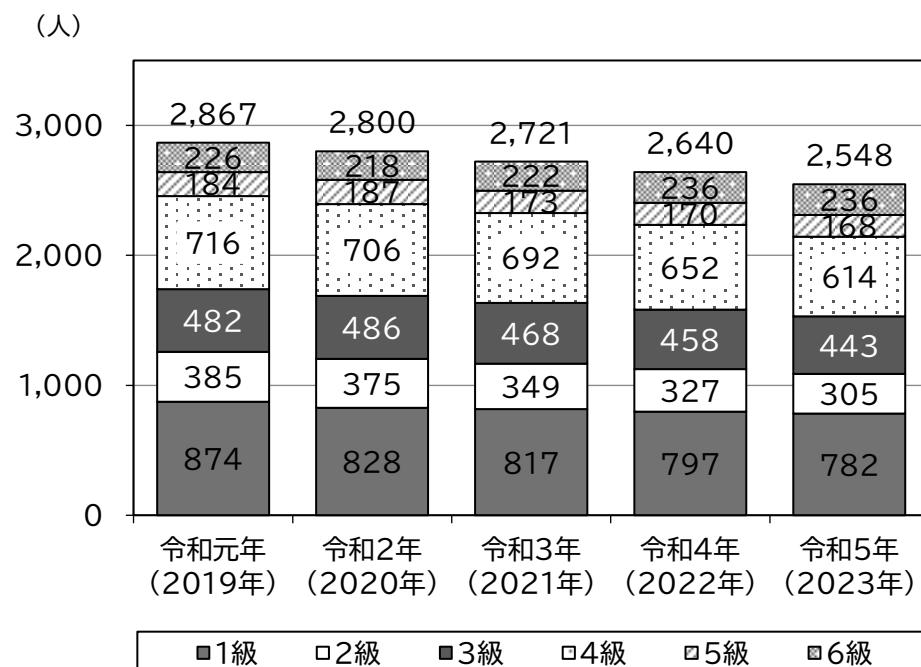


身体障がい、知的障がい、精神障がいに関するデータの出典は、
すべて「島根県立心と体の相談センター業務概要」(各年3月末現在) となっています。

(2) 身体障害者手帳所持者数の等級別推移

等級別では6級以外の等級で減少傾向となっています。

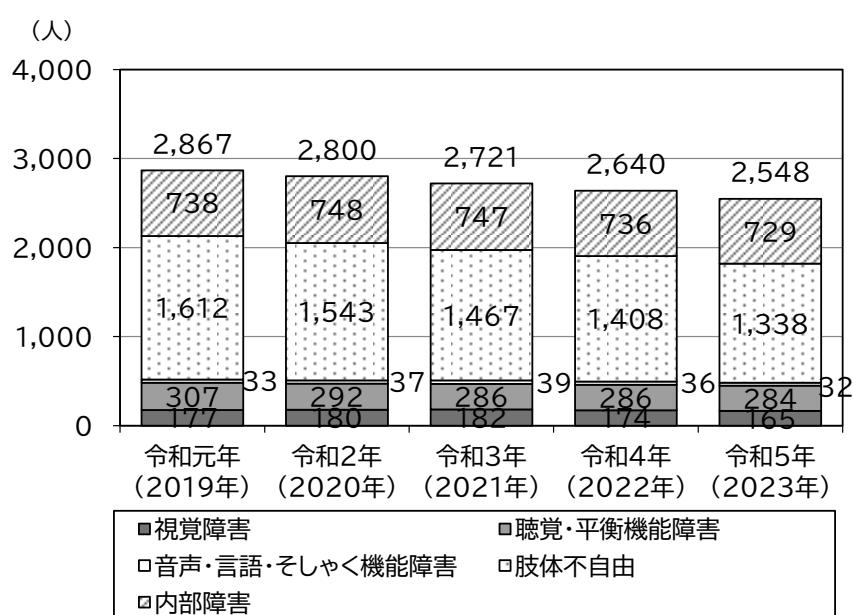
■身体障害者手帳所持者数の推移（等級別）



(3) 身体障害者手帳所持者数の種類別推移

令和3年（2021年）以降、すべての種類で減少傾向となっています。

■障がいの種類別人数の推移

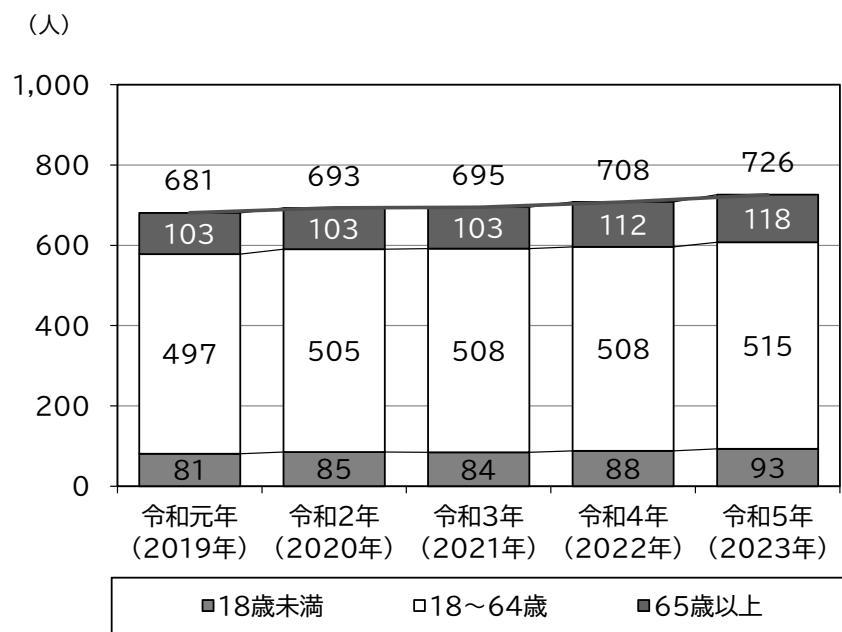


3 知的障がい

(1) 療育手帳所持者数の年齢別推移

療育手帳所持者数は増加傾向で推移しています。

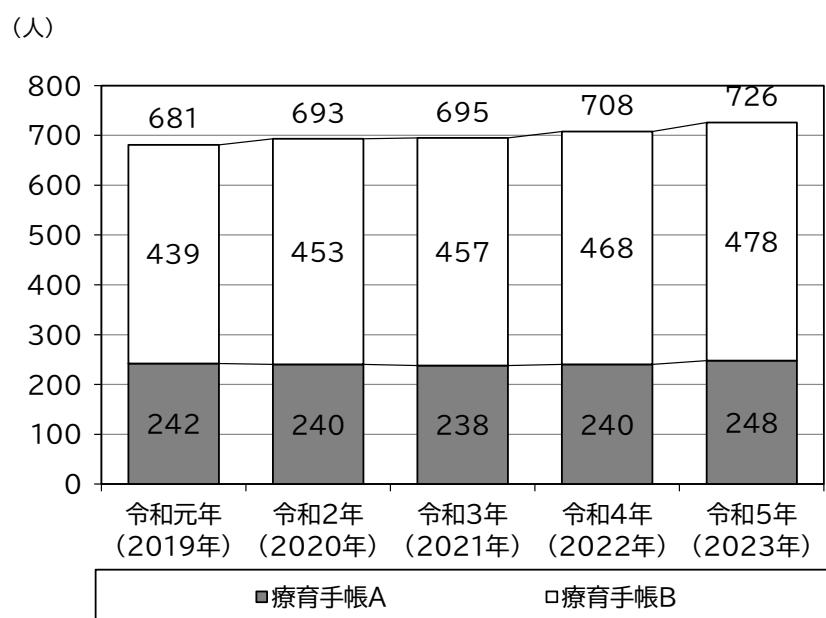
■療育手帳所持者数の推移（年齢別）



(2) 療育手帳所持者数の障がいの程度別推移

A（最重度・重度）はほぼ横ばいで推移し、B（中度・軽度）は増加しています。

■療育手帳所持者数の推移（障がいの程度別）

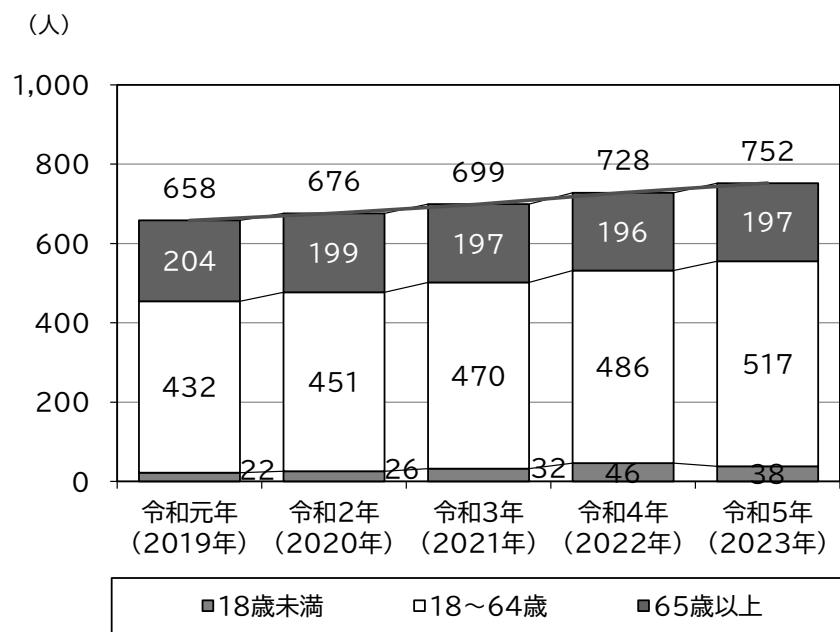


4 精神障がい

(1) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の年齢別推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数は18～64歳で増加傾向となっています。

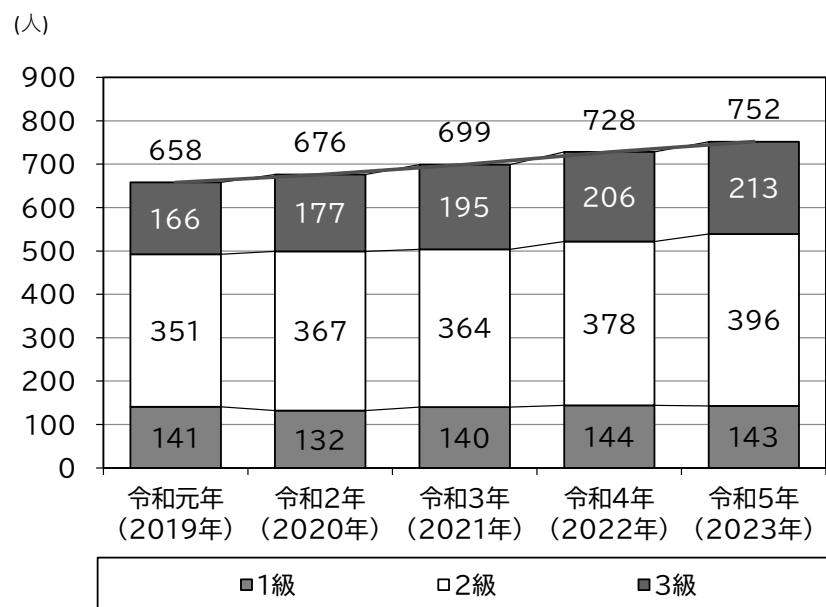
■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（年齢別）



(2) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の等級別推移

等級別では2級、3級で増加傾向となっています。

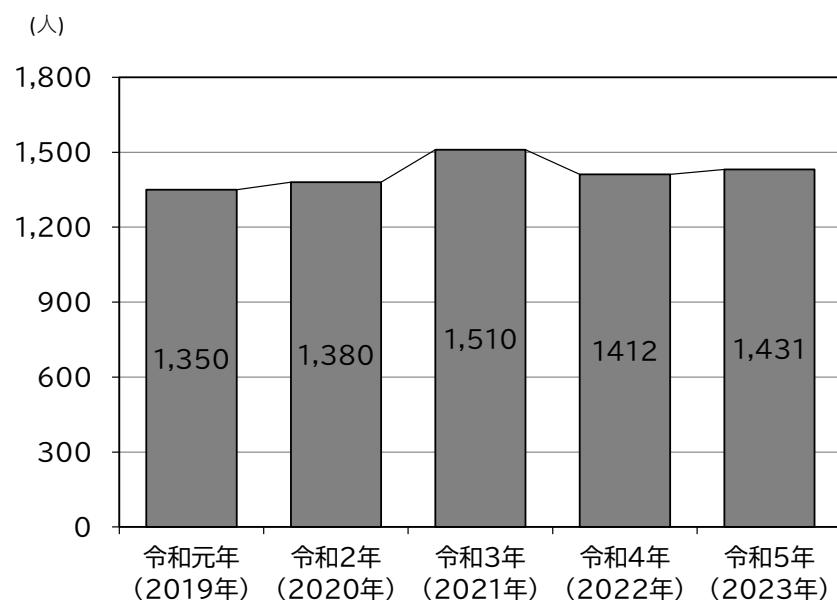
■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別）



(3) 自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移

自立支援医療（精神通院医療）受給者数は、令和4年（2022年）に一度減少していますが、全体的には増加傾向となっています。

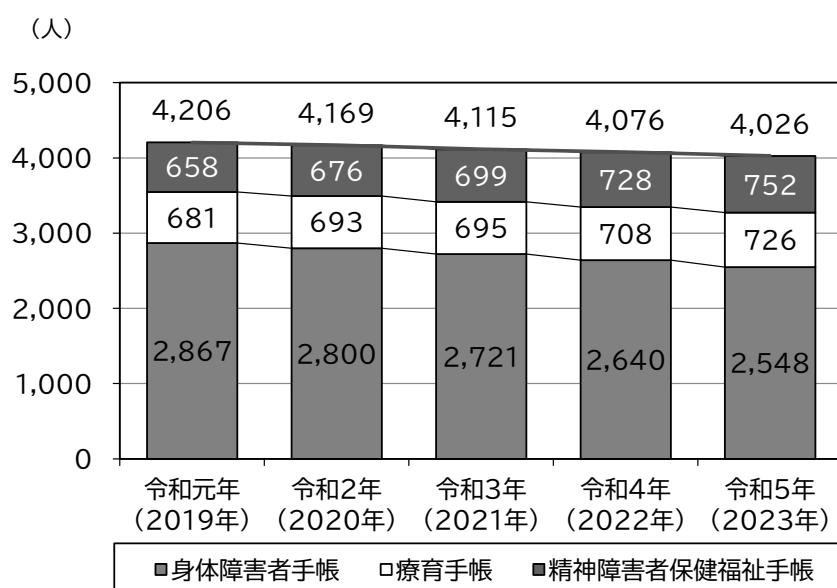
■自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移



5 障害者手帳所持者数（合計）

障害者手帳所持者数は減少傾向で推移しています。療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者数は増加傾向となっています。

■障害者手帳所持者数の推移



第3章 障がい福祉計画（第7期）

1 第6期計画の実績と課題

第6期計画の見込量に対する実績及び関係団体調査にみる課題は以下のとおりです。

※令和5年度（2023年度）の実績については、10月末現在における見込み。

（1）訪問系サービス

■□ サービスの内容 □■

サービス名	内容
居宅介護	ホームヘルパー等が居宅を訪問し、自宅で入浴や排せつ、食事の介護を行います。
重度訪問介護	ホームヘルパー等が居宅を訪問し、重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に対して、自宅で入浴や排せつ、食事の介護や外出時の移動支援を行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に対して、外出時において同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の移動中の介護を行います。
行動援護	重度の知的障がい又は重度の精神障がいにより行動上著しい困難を有する人に対して、自傷や他害、徘徊等を回避するために必要な援護、外出における移動中の介護を行います。
重度障がい者等包括支援	常時介護を要し、その必要の程度が著しく高い人に対して、居宅介護等の複数のサービスを包括的に提供します。

単位：時間／月（月間の利用時間）、人／月（月間の利用人数）

サービスの種類		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
居宅介護	見込量(A)(時間／月)	1,498	1,501	1,504
	実績(B)(時間／月)	1,548	1,308	1,275
	達成率(B/A)(%)	103.3	87.1	84.8
重度訪問介護	見込量(A)(人／月)	126	127	128
	実績(B)(人／月)	131	112	104
	達成率(B/A)(%)	104.0	88.2	81.3

【実績概要】

○利用時間・人数の実績は令和3年度（2021年度）を除き、見込量を下回る実績となっています。

【関係団体調査にみる課題】

- 訪問系サービスを提供している事業所では、人材不足の課題が数多くあがっています。
- 人材不足の中で業務の負担が大きく、人材育成の時間が確保できないという現状があります。

(2) 日中活動系サービス

■□ サービスの内容 □■

サービス名	内容
生活介護	昼間、障がい者支援施設等において、食事や入浴、排せつの介護、生産活動や創作的活動の機会を提供します。
自立訓練	障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、施設で一定期間身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般就労を希望する人に対して、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために生産活動等の必要な訓練を行います。
就労継続支援 A型	一般企業等での就労が困難な人に対して、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 B型	一般企業等での就労が年齢や体力面から困難な人に対して、就労や生産活動の場を提供し、知識や能力の維持、向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対し、相談や連絡調整等、課題解決に向けて必要となる支援を行います。
療養介護	医療と常時介護が必要な人に対して、医療機関での機能訓練、療養上の管理・看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話をしています。
短期入所	居宅において介護する人が疾病等の理由により一時的に介護ができない場合に、短期間、夜間も含めて施設に入所し、食事や入浴、排せつの介護を行います。

単位:人日/月(月間の延べ利用日数)、人/月(月間の利用人数)

サービスの種類		令和3年度 (2021 年度)	令和4年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023 年度)
生活介護	見込量(A)(人日／月)	4,784	4,825	4,867
	実績(B)(人日／月)	4,489	4,415	4,560
	達成率(B/A)(%)	93.8	91.5	93.7
	見込量(A)(人／月)	268	270	272
	実績(B)(人／月)	250	252	259
	達成率(B/A)(%)	93.3	93.3	95.2
自立訓練(機能訓練)	見込量(A)(人日／月)	20	20	20
	実績(B)(人日／月)	1	28	21
	達成率(B/A)(%)	5.0	140.0	105.0
	見込量(A)(人／月)	1	1	1
	実績(B)(人／月)	1	1	1
	達成率(B/A)(%)	100.0	100.0	100.0

サービスの種類		令和3年度 (2021 年度)	令和4年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023 年度)
自立訓練(生活訓練)	見込量(A)(人日／月)	53	53	53
	実績(B)(人日／月)	47	48	48
	達成率(B/A) (%)	88.7	90.6	90.6
	見込量(A)(人／月)	4	4	4
	実績(B)(人／月)	5	4	4
	達成率(B/A) (%)	125.0	100.0	100.0
宿泊型自立訓練	見込量(A)(人日／月)	20	20	20
	実績(B)(人日／月)	0	0	0
	達成率(B/A) (%)	0	0	0
	見込量(A)(人／月)	1	1	1
	実績(B)(人／月)	0	0	0
	達成率(B/A) (%)	0	0	0
就労移行支援	見込量(A)(人日／月)	112	113	114
	実績(B)(人日／月)	114	136	139
	達成率(B/A) (%)	101.8	120.4	121.9
	見込量(A)(人／月)	9	9	9
	実績(B)(人／月)	9	10	9
	達成率(B/A) (%)	100.0	111.1	100.0
就労継続支援A型	見込量(A)(人日／月)	1,105	1,128	1,152
	実績(B)(人日／月)	1,005	1,023	1,019
	達成率(B/A) (%)	91.0	90.7	88.5
	見込量(A)(人／月)	57	58	58
	実績(B)(人／月)	52	54	52
	達成率(B/A) (%)	91.2	93.1	89.7
就労継続支援B型	見込量(A)(人日／月)	2,832	2,840	2,848
	実績(B)(人日／月)	2,965	2,752	2,785
	達成率(B/A) (%)	104.7	96.9	97.8
	見込量(A)(人／月)	161	162	163
	実績(B)(人／月)	170	165	165
	達成率(B/A) (%)	105.6	101.9	101.2
就労定着支援	見込量(A)(人／月)	8	10	11
	実績(B)(人／月)	5	4	3
	達成率(B/A) (%)	62.5	40.0	27.3
療養介護	見込量(A)(人／月)	28	29	30
	実績(B)(人／月)	26	28	28
	達成率(B/A) (%)	92.9	96.6	93.3
短期入所	見込量(A)(人日／月)	260	262	265
	実績(B)(人日／月)	280	242	263
	うち福祉型	253	225	241
	うち医療型	27	17	22
	達成率(B/A) (%)	107.7	92.4	99.2
	見込量(A)(人／月)	40	41	42
	実績(B)(人／月)	52	48	56
	うち福祉型	50	46	53
	うち医療型	2	2	3
	達成率(B/A) (%)	130.0	117.1	133.3

【実績概要】

- 生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型、療養介護は、見込量を下回るものの、概ね見込量に近い実績となっています。
- 就労移行支援の延べ利用日数は、増加傾向で推移し、見込量を上回っています。
- 自立訓練（機能訓練）、（生活訓練）は、年によってばらつきはあるものの、概ね見込量に近い実績となっています。
- 宿泊型自立訓練は、圏域に受け入れ可能な事業所がなく、利用希望者もなかったため利用実績がありませんでした。
- 就労定着支援は、減少傾向で推移し、見込量を下回る実績となっています。
- 短期入所の利用人数は、見込量を大きく上回っています。

【関係団体調査にみる課題】

- 日中活動系サービスを提供する事業所では、人員不足が大きな課題としてあがっています。
- 就労支援を行う事業所では、現在の人員配置では事業所内の支援で手一杯となり、一般就職に向けた支援が難しいという意見があがっています。
- 就労支援においては、一般就労やステップアップを進める上で、働く場や仕事の種類が限られているという課題があがっています。
- 障がいのある人が経済的自立を果たすため、工賃向上に向けた販路拡大等の取組も求められています。
- 強度行動障がいのある人については、受け入れ先が少ないことが課題としてあげられています。

(3) 居住系サービス

■□ サービスの内容 □■

サービス名	内容
自立生活援助	施設やグループホームから一人暮らしに移行する人に対して、定期的な訪問を行い、体調や生活面での課題などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活の援助又は食事や入浴、排せつの介護を行います。
施設入所支援	日中活動の自立訓練や就労移行支援を利用している人が、自立した日常生活を営むことができるよう、夜間における居住の場等を提供します。

単位:人/月(月間の利用人数)

サービスの種類		令和3年度 (2021 年度)	令和4年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023 年度)
自立生活援助	見込量(A)(人／月)	3	4	5
	実績(B)(人／月)	5	5	6
	達成率(B/A)(%)	166.7	125.0	120.0
共同生活援助	見込量(A)(人／月)	127	130	132
	実績(B)(人／月)	123	122	125
	達成率(B/A)(%)	96.9	93.8	94.7
施設入所支援	見込量(A)(人／月)	101	101	100
	実績(B)(人／月)	98	93	90
	達成率(B/A)(%)	97.0	92.1	90.0

【実績概要】

- 自立生活援助は、各年、見込量を上回る実績となっています。
- 共同生活援助は、概ね見込量通りの実績となっています。
- 施設入所支援は、減少傾向で推移し、見込量を下回る実績となっています。

【関係団体調査にみる課題】

- 居住系サービスを提供する事業所からは、人員の確保や質の向上が課題としてあげられています。
- 地域移行を進めていく上で、グループホーム等の受け入れ先の確保が求められています。

(4) 相談支援

■□ サービスの内容 □■

サービス名	内容
計画相談支援	障がい福祉サービスを利用する人のうち、入所・入院から地域生活へ移行する人や特別支援学校卒業生等、自らサービス調整できない人などを対象に、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、また適切な障がい福祉サービス等が多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう、計画を作成します。また、支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行います。
地域相談支援 (地域移行支援)	障がい者支援施設等に入所している人又は精神科病院に入院している人に対し、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談、外出時の同行、障がい福祉サービスの体験的な利用支援などを行います。
地域相談支援 (地域定着支援)	単身等で生活する障がいのある人に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。

単位:人/月(月間の利用人数)

サービスの種類		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
計画相談支援	見込量(A)(人／月)	202	206	210
	実績(B)(人／月)	197	183	180
	達成率(B/A)(%)	97.5	88.8	85.7
地域相談支援 (地域移行支援)	見込量(A)(人／月)	2	3	4
	実績(B)(人／月)	1	2	2
	達成率(B/A)(%)	50.0	66.7	50.0
地域相談支援 (地域定着支援)	見込量(A)(人／月)	12	12	13
	実績(B)(人／月)	9	17	20
	達成率(B/A)(%)	75.0	141.7	153.8

※計画相談支援は、計画作成時及びモニタリング時各回を含む。

【実績概要】

- 計画相談支援は、減少傾向で推移しています。
- 地域移行支援は、各年、見込量を下回る実績となっています。
- 地域定着支援は、増加傾向で推移し、令和4年度(2022年度)以降見込量を上回っています。

【関係団体調査にみる課題】

- 相談支援を行う事業所からは、人員の確保及び職員の資質向上、事務作業量の多さが課題という声があがっています。特に人員確保及び資質向上については、人員不足の中で研修の参加が難しいことが理由としてあげられています。

(5) 地域生活支援事業

■□ サービスの内容 □■

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	地域住民に対して、障がい等に対する理解を深めるため、教室等の開催、事業所訪問、イベント開催、広報活動等を行います。
自発的活動支援事業	障がいのある人やその家族、地域住民が行うピアサポート、災害対策、孤立防止活動、社会活動、ボランティア活動等について支援を行います。
相談支援事業	相談、福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）、社会資源を活用するための支援（各種施策に関する助言・指導等）、社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、権利擁護のために必要な援助、専門機関の紹介などを行います。
住宅入居等支援事業	施設や病院などから賃貸契約による一般賃貸住宅や公営住宅への入居を希望しているが、さまざまな理由で入居が困難な状況にある人たちの入居及び入居後に必要な支援を行います。
意思疎通支援事業	意思疎通を図ることに支障がある人に対して、手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業や、手話通訳を設置する事業、点訳等による支援事業などを実施し、他者との意思疎通の仲介を行います。
手話奉仕員養成研修事業	意思疎通支援等を円滑に実施するため、手話奉仕員を養成するための研修等を行い、人材の確保を図ります。
日常生活用具給付等事業	在宅で生活する障がいのある人に対して、日常生活が円滑に行われるよう、日常生活用具を給付又は貸与し、自立した生活を促進します。
移動支援事業	屋外での移動が困難な人に対して、生活上必要不可欠な外出や余暇活動などの社会参加のための外出の際に、移動を支援します。
地域活動支援センター事業	地域活動支援センターにおいて、利用者に対して、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図ります。 あわせて、地域活動支援センターの機能強化を促進し、障がいのある人の地域における生活支援の促進を図ります。
日中一時支援事業	日中において介護者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な人に、日中における活動の場を提供します。
社会参加促進事業	障がいのある人の社会参加を促進するため、以下の事業を行います。 ○スポーツ・レクリエーション教室開催等事業 ○点字・声の広報等発行事業 ○自動車運転免許取得・改造助成事業 ○芸術・文化講座開催等事業 ○生活訓練事業 ○その他社会参加促進事業
成年後見制度利用支援事業	知的障がい、精神障がい等により、自分で十分判断できない人の財産管理やサービス契約等について、後見人等の援助が受けられるよう支援します。また、費用の負担をすることが困難と認められる人に対し、審判の請求に係る費用及び後見人等への報酬の助成を行います。

① 理解促進研修・啓発事業

区分		令和3年度 (2021 年度)	令和4年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023 年度)
広報活動	見込量(A) 実績(B)	通年 通年実施	通年 通年実施	通年 通年実施

【実績概要】

○広報活動については、年間を通して実施しています。

② 自発的活動支援事業

単位:か所

区分		令和3年度 (2021 年度)	令和4年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023 年度)
社会活動支援	見込量(A)(か所)	1	1	1
	実績(B)(か所)	1	1	1
	達成率(B/A)(%)	100.0	100.0	100.0

【実績概要】

○社会活動支援については、家族間の交流・情報交換の場として、見込み通り 1 か所で実施しています。

③ 相談支援事業

単位:か所、実施の有無

区分		令和3年度 (2021 年度)	令和4年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023 年度)
障がい者相談支援事業	見込量(A)(か所)	4	4	4
	実績(B)(か所)	4	4	4
	達成率(B/A)(%)	100.0	100.0	100.0
地域自立支援協議会	見込量(A)(有無)	有	有	有
	実績(B)(有無)	有	有	有

【実績概要】

○相談支援事業については、4か所の事業所に委託して支援を実施しています。

④基幹相談支援センター設置事業

単位:か所

区分		令和3年度 (2021 年度)	令和4年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023 年度)
基幹相談支援センター設置事業	見込量(A)(か所)	1	1	1
	実績(B)(か所)	1	1	1
	達成率(B/A)(%)	100.0	100.0	100.0

【実績概要】

○基幹相談支援センターは、以前は圏域での設置でしたが、令和3年度（2021 年度）から浜田市単独で1か所設置しています。

【関係団体調査にみる課題】

○支援につながっていない方の掘り起こしができていないため、民生児童委員等の地域住民と近い存在の人とのつながりや相談がしやすい体制づくりが求められます。

⑤ 住宅入居等支援事業

単位:実施の有無

区分		令和3年度 (2021 年度)	令和4年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023 年度)
住宅入居等支援事業 (相談支援)	見込量(A)(有無)	有	有	有
	実績(B)(有無)	有	有	有

【実績概要】

○住宅入居等支援事業については、住まいのサポートセンターに委託して実施しています。

【関係団体調査にみる課題】

○サービスの周知が不十分のため、サービスを必要としている人に行き届くよう、情報発信の工夫が求められます。

⑥ 意思疎通支援事業

単位:回/月(月間の派遣回数)

区分		令和3年度 (2021 年度)	令和4年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023 年度)
意思疎通支援事業	見込量(A)(回／月)	30	30	30
	実績(B)(回／月)	4	5	10
	達成率(B/A)(%)	13.3	16.7	33.3

【実績概要】

○意思疎通支援事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により派遣依頼が伸びず、見込量を大きく下回る実績となっています。

⑦ 手話奉仕員養成研修事業

単位:か所、人/年(年間の参加申込者数)

区分		令和3年度 (2021 年度)	令和4年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023 年度)
研修実施か所数	見込量(A)(か所)	1	1	1
	実績(B)(か所)	1	1	1
	達成率(B/A)(%)	100.0	100.0	100.0
研修参加申込者数	見込量(A)(人／年)	20	20	20
	実績(B)(人／年)	17	15	23
	達成率(B/A)(%)	85.0	75.0	115.0

【実績概要】

○手話奉仕員養成研修は1か所で実施しています。参加申込者数については、令和4年度(2022 年度)までは見込量を下回っていましたが、令和5年度(2023 年度)からは増加し、見込量を上回る実績となっています。

⑧ 日常生活用具給付等事業

単位:件/年(年間の給付件数)

区分		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
介護・訓練支援用具	見込量(A)(件/年)	5	5	5
	実績(B)(件/年)	4	1	1
	達成率(B/A)(%)	80.0	20.0	20.0
自立生活支援用具	見込量(A)(件/年)	10	10	10
	実績(B)(件/年)	5	9	9
	達成率(B/A)(%)	50.0	90.0	90.0
在宅療養等支援用具	見込量(A)(件/年)	10	10	10
	実績(B)(件/年)	4	5	5
	達成率(B/A)(%)	40.0	50.0	50.0
情報・意思疎通支援用具	見込量(A)(件/年)	15	15	15
	実績(B)(件/年)	14	9	9
	達成率(B/A)(%)	93.3	60.0	60.0
排泄管理支援用具	見込量(A)(件/年)	440	450	460
	実績(B)(件/年)	478	480	480
	達成率(B/A)(%)	108.6	106.7	104.3
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	見込量(A)(件/年)	3	3	3
	実績(B)(件/年)	4	2	2
	達成率(B/A)(%)	133.3	66.7	66.7

【実績概要】

- 介護・訓練支援用具、情報・意思疎通支援用具、居宅生活動作補助用具については、減少傾向がみられます。
- 在宅療養等支援用具は見込量を下回る実績となっています。
- 自立生活支援用具は見込量を下回るもの、概ね実績に近い結果となっています。
- 排泄管理支援用具については、各年、見込量を上回る実績となっています。

⑨ 移動支援事業

単位:か所、人/年(年間の利用人数)、時間/年(年間の利用時間)

区分		令和3年度 (2021 年度)	令和4年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023 年度)
移動支援事業	見込量(A)(か所)	12	12	12
	実績(B)(か所)	13	14	14
	達成率(B/A)(%)	108.3	116.7	116.7
	見込量(A)(人／年)	65	67	69
	実績(B)(人／年)	67	45	45
	達成率(B/A)(%)	103.1	67.2	65.2
	見込量(A)(時間／年)	2,000	2,100	2,200
	実績(B)(時間／年)	2,035	1,651	1,651
	達成率(B/A)(%)	101.8	78.6	75.0

【実績概要】

○実施か所数は各年、見込量を上回る実績となっています。利用人数、時間はともに減少傾向で推移しており、令和3年度（2021 年度）を除き、見込量を下回る実績となっています。

【関係団体調査にみる課題】

○公共交通機関の便が悪く、サービスが十分に受けられないという課題があがっています。

⑩ 地域活動支援センター事業

単位:か所

サービスの種類		令和3年度 (2021 年度)	令和4年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023 年度)
基礎的事業	見込量(A)(か所)	3	3	3
	実績(B)(か所)	3	3	2
	達成率(B/A)(%)	100.0	100.0	66.7
うち機能強化事業	見込量(A)(か所)	1	1	1
	実績(B)(か所)	1	1	1
	達成率(B/A)(%)	100.0	100.0	100.0

【実績概要】

○地域活動支援センター事業における基礎的事業は、令和5年度（2023 年度）に 3 か所のうち 1 か所が廃止し、2 か所での実施、機能強化事業は引き続き 1 か所で実施しています。

⑪ 日中一時支援事業

単位:か所、人/年(年間の利用人数)

区分		令和3年度 (2021 年度)	令和4年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023 年度)
日中一時支援事業	見込量(A)(か所)	14	14	14
	実績(B)(か所)	16	18	19
	達成率(B/A)(%)	114.3	128.6	135.7
	見込量(A)(人／年)	37	39	41
	実績(B)(人／年)	49	38	40
	達成率(B/A)(%)	132.4	97.4	97.6

【実績概要】

○実施か所数は、増加傾向で推移し、各年見込量を上回る実績となっています。利用人数については、令和3年度（2021 年度）は見込量を上回る実績となっており、概ね見込量に近い実績となっています。

⑫ 成年後見制度利用支援事業

単位:人/年(年間の利用人数)

区分		令和3年度 (2021 年度)	令和4年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023 年度)
成年後見制度利用支援事業	見込量(A)(人／年)	24	26	28
	実績(B)(人／年)	29	23	23
	達成率(B/A)(%)	120.8	88.5	82.1

【実績概要】

○成年後見制度利用支援事業は、令和3年度(2021 年度)は見込量を上回る実績となっており、概ね見込量に近い実績となっています。

2 令和8年度（2026年度）に向けた目標値

（1）成果目標等の設定

国の基本指針に基づき、以下の成果目標と活動指標を設定します。

①施設入所者の地域生活への移行等

■国の基本方針（令和8年度（2026年度）末の目標）

- ・地域移行者数：令和4年度（2022年度）末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行
- ・施設入所者数：令和4年度（2022年度）末時点の施設入所者数から5%以上削減

■市の成果目標

項目	数値	考え方
【基準】 施設入所者数(A)	89人	令和4年度(2022年度)末時点
【成果目標】 地域生活への移行者数(B)	6人	令和8年度(2026年度)末までに6%以上
	6.7%	(B)／(A)
【成果目標】 施設入所者の削減数(C)	5人	令和8年度(2026年度)末までに5%以上
	5.6%	(C)／(A)

目標達成に向けた取組

- 施設入所者がそれぞれの希望する暮らし方を相談支援等によって明らかにし、地域生活への移行や施設入所支援の継続など個人に合った支援へつなげます。
- 福祉施設から地域生活への移行を支援するため、地域生活を希望する人に対して、自立訓練（生活訓練）や自立生活援助等のサービスを提供します。
- 地域の生活の場として必要となる共同生活援助（グループホーム）等については、事業所等に対し新設・増設の促し等を行い、設置を推進します。
- 地域生活への移行後も、日常生活を維持・継続できるように支援するため、訪問系サービスや日中活動系サービス等への事業者の参入促進を図り、サービスの量と質の確保に努めます。

②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

■国の基本方針（令和8年度（2026年度）末の目標）

（都道府県が設定する目標値を掲載）

- ・精神障がいのある人の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上
 - 精神病床における1年以上の長期入院患者数の設定
 - 精神病床における早期退院率：3か月時点 68.9%以上、6か月時点 84.5%以上、1年時点 91.0%以上

項目	数値	考え方
【目標値】 地域での保健、医療、福祉等の関係者による協議の場の設置	1か所	令和8年度（2026年度）末までに設置

目標達成に向けた取組

○浜田圏域自立支援協議会では、「精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム構築ワーキング」を設置しており、様々な関係機関の参加により、個別の課題や必要な支援策について協議、検討を行っています。関係機関が連携することにより、精神障がいのある人にも対応した連携協議が図れる体制の構築を行い、支援の充実をめざします。

③地域生活支援の充実

■国の基本方針（令和8年度（2026年度）末の目標）

- ・各市町村又は圏域において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ・強度行動障がいを有する者に関する、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること

■市の成果目標

項目	成果目標	考え方
地域生活支援拠点等の整備	1か所	地域生活支援拠点等を各市町村又は各圏域で少なくとも1つ確保
地域生活支援拠点等の運営状況の点検	1回／年	地域生活支援拠点等が有する機能の充実のため、年1回以上の運用状況の検証・検討
強度行動障がいを有する方への支援体制の整備	実施	支援ニーズを把握し、地域生活支援拠点や協議会等で検討

■市の活動指標

	実績値			見込値		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (見込み) (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
地域生活支援拠点等の設置か所数	0か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
コーディネーターの配置	無	有	有	有	有	有
地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数	0回	1回	1回	1回	1回	1回

目標達成に向けた取組

- 障がいのある方が地域で安心して生活するために、障がい者等を支援する家族の病気や入院、事故など、「もしも」の緊急時に備え、必要な支援体制の整備を図ります。
- 令和5年度（2023年度）から、浜田圏域自立支援協議会において地域生活支援拠点等整備事業推進のための協議の場として「まちづくりワーキング」を創設し、2か月に1回、関係機関の参加により事業推進に係る協議を行い、各年に1回、事業運用状況の検証及び検討を実施します。

④福祉施設から一般就労への移行等

■国の基本方針（令和8年度（2026年度）末の目標）

- ①一般就労への移行者数：令和3年度（2021年度）実績の1.28倍以上
 - ・①のうち、就労移行支援事業による一般就労への移行者数：令和3年度（2021年度）実績の1.31倍以上
 - ・①のうち、就労継続支援A型事業による一般就労への移行者数：令和3年度（2021年度）実績の1.29倍以上
 - ・①のうち、就労継続支援B型事業による一般就労への移行者数：令和3年度（2021年度）実績の1.28倍以上
- ②就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上
- ③就労定着支援事業の利用者数：令和3年度（2021年度）末実績の1.41倍以上
- ④就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上

■市の成果目標

・福祉施設から一般就労への移行者数

項目	数値	考え方
【実績】 一般就労移行者数(A)	10人	令和3年度(2021年度)に福祉施設を退所した一般就労者数
【成果目標】 一般就労移行者数(B)	13人	令和3年度(2021年度)実績の1.28倍以上
	1.3倍	(B)／(A)

・就労移行支援事業による一般就労への移行者数

項目	数値	考え方
【実績】 一般就労移行者数(A)	5人	令和3年度(2021年度)において就労移行支援事業を利用し、一般就労した人の数
【成果目標】 一般就労移行者数(B)	7人	令和3年度(2021年度)実績の1.31倍以上
	1.4倍	(B)／(A)

・就労継続支援A型事業から一般就労への移行者数

項目	数値	考え方
【実績】 一般就労移行者数(A)	2人	令和3年度(2021年度)において就労継続支援A型事業所を退所し、一般就労した人の数
【成果目標】 一般就労移行者数(B)	3人	令和3年度(2021年度)実績の1.29倍以上
	1.5倍	(B)／(A)

・就労継続支援 B 型事業から一般就労への移行者数

項目	数値	考え方
【実績】 一般就労移行者数(A)	2 人	令和3年度(2021 年度)において就労継続支援 B 型事業所を退所し、一般就労した人の数
【成果目標】 一般就労移行者数(B)	3 人	令和3年度(2021 年度)実績の 1.28 倍以上
	1.5 倍	(B)／(A)

・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合

項目	数値	考え方
【成果目標】 就労移行支援事業所数	66.7%	一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上

・就労定着支援事業利用者数

項目	数値	考え方
【実績】 就労定着支援事業利用者数(A)	5 人	令和3年度(2021 年度)の就労定着支援事業利用者数
【成果目標】 就労定着支援事業利用者数(B)	8 人	令和3年度(2021 年度)実績の 1.41 倍以上
	1.6 倍	(B)／(A)
【成果目標】 目標年度の就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合	33.3%	就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上

目標達成に向けた取組

- 就労移行支援事業や就労継続支援事業、就労定着支援事業を行う事業所の設置について支援を行い、サービスの基盤整備に努めます。
- 自立支援協議会における就労支援部会を通じて、公共職業安定所や事業所等関係機関と連携し、福祉就労及び一般雇用に向けた支援を行います。
- サービス事業者、公共職業安定所、事業所、その他市内の福祉、労働、教育等の関係機関が連携した就労支援ネットワークを推進し、一般就労への移行に向けた支援体制の充実を図ります。
- 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、障がい者施設等における官公需の受注拡大を図ります。
- 一般就労した障がいのある人が継続して働くように、企業等へ障がい及び障がいのある人への理解の促進を図ります。

⑤相談支援体制の充実・強化等

■国の基本方針（令和8年度（2026年度）末の目標）

- 各市町村において、基幹相談支援センターを設置
- 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う

■市の成果目標

項目	成果目標	考え方
基幹相談支援センターの設置	設置	基幹相談支援センターを設置し、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保	確保	
地域のサービス基盤の開発・改善	実施	

■市の活動指標

	実績値			見込値		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (見込み) (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言の件数	12回	12回	12回	12回	12回	12回
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者的人材育成の支援件数	12回	12回	12回	12回	12回	12回
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	12回	12回	12回	12回	12回	12回
基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数(事例検討会)	12回	12回	12回	12回	12回	12回
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置人数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数(専門部会含む)	12回	12回	12回	12回	12回	12回
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の参加事業者数(延べ事業者数)	93事業者	107事業者	99事業者	100事業者	105事業者	110事業者
協議会の専門部会の設置数	3部会	3部会	3部会	3部会	3部会	3部会
協議会の専門部会の実施回数	7回	8回	8回	8回	8回	8回

目標達成に向けた取組

- 障がいのある人やその家族等からの総合的・専門的な相談に対応できるよう、近隣自治体及び関係機関と連携しながら相談支援体制の整備に取り組みます。
- 障がいの多様化や、複合的な課題を抱えた困難な事例にも対応できるよう、相談支援専門員等の人材育成を促進します。
- 様々な相談機関との連携を強化し、相談から必要な支援へつなげられる体制の整備に努めます。

⑥障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

■国の基本方針（令和8年度（2026年度）末の目標）

- ・各都道府県及び各市町村において、サービスの質の向上のための体制を構築

■市の成果目標

項目	目標値	考え方
障がい福祉サービスの質の向上に向けた体制の整備	有	障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関し、市職員が研修を受講し、サービス提供機関等と連携していく体制を構築

■市の活動指標

	実績値			見込値		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (見込み) (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
県やその他の機関が主催する障がい福祉サービス等に係る各種研修への参加	通年参加	通年参加	通年参加	通年参加	通年参加	通年参加
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有する体制の有無	有	有	有	有	有	有
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有回数	12回	12回	12回	12回	12回	12回

目標達成に向けた取組

- 障害者総合支援法の具体的な内容について、市職員の専門的理解が深まるよう、県が開催する市町村職員向け研修や権利擁護・虐待防止に関する研修等への参加、事業所向け研修の聴講等の参加を促進します。
- 障がい福祉サービス等に係る給付費について請求の過誤を無くし、事務負担の軽減を図るために、自立支援審査支払等システムの審査結果について分析し、その結果を事業所等と共有することで請求にあたっての注意点を事業所が把握する機会とします。また、事業所に対する指導監査結果については、市と事業所で共有する機会を持ち、適切なサービス提供の促進を図ります。

3 障がい福祉サービスの第7期見込量及び確保方策

(1) 訪問系サービス

◆◆ サービスの見込量 ◆◆

単位:時間/月(月間の利用時間)、人/月(月間の利用人数)

サービスの種類		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
居宅介護	時間/月	855	855	855
	人/月	90	90	90
重度訪問介護	時間/月	10	10	10
	人/月	1	1	1
同行援護	時間/月	36	36	36
	人/月	5	5	5
行動援護	時間/月	390	390	390
	人/月	13	13	13
重度障がい者等包括支援	時間/月	0	0	0
	人/月	0	0	0

実施の方向性

訪問系サービスは、在宅の障がいのある人の日常生活を支えるサービスとして、また地域移行を進める観点でも、その量と質の確保が重要です。

事業者への情報提供等により参入促進を図るほか、従事者に対する研修参加促進など、引き続きサービス提供体制の整備に努めます。研修の実施については、リモートや録画配信の検討など、従事者が参加しやすい工夫を行います。

また、難病患者や高次脳機能障がいのある人の在宅生活について、国や県の施策動向を踏まえ、その支援の充実を図ります。

(2) 日中活動系サービス

◆◆ サービスの見込量 ◆◆

単位:人日/月(月間の延べ利用日数)、人/月(月間の利用人数)

サービスの種類		令和6年度 (2024 年度)	令和7年度 (2025 年度)	令和8年度 (2026 年度)
生活介護	人日／月	4,680	4,716	4,752
	人／月	260	262	264
自立訓練(機能訓練)	人日／月	22	22	22
	人／月	1	1	1
自立訓練(生活訓練)	人日／月	48	48	48
	人／月	4	4	4
宿泊型自立訓練	人日／月	0	0	0
	人／月	0	0	0
就労選択支援	人日／月	0	10	10
	人／月	0	1	1
就労移行支援	人日／月	126	140	154
	人／月	9	10	11
就労継続支援 A 型	人日／月	1,015	1,035	1,055
	人／月	52	53	54
就労継続支援 B 型	人日／月	2,805	2,805	2,805
	人／月	165	165	165
就労定着支援	人／月	6	7	8
療養介護	人／月	28	28	28
短期入所(福祉型)	人日／月	275	280	285
	人／月	55	56	57
短期入所(医療型)	人日／月	10	10	10
	人／月	2	2	2

実施の方向性

日中活動系サービスは、障がいのある人の現在の活動を支え、また将来の自立に向けた活動を支援するサービスであり、様々な障がい特性や状況に応じたサービスが提供できる体制が必要です。

今後は、地域生活支援拠点などを活用し、サービスの相互連携を図るとともに、短期入所に係る緊急時の対応や相談支援体制の充実を図ります。

障害者総合支援法の改正により新設された「就労選択支援」は、令和7年度(2025年度)から開始予定とされています。就労に向けたアセスメントを行い、適切な支援につなげられるよう、サービス提供体制の整備に努めます。

(3) 居住系サービス

◆◆ サービスの見込量 ◆◆

単位:人/月(月間の利用人数)

サービスの種類		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
自立生活援助	人／月	6	7	8
共同生活援助	人／月	126	127	128
施設入所支援	人／月	88	86	84

実施の方向性

居住系サービスは、障がいのある人及びその家族の高齢化が進む中で、必要十分な量と質の確保が求められます。

障がい特性に配慮しつつ、利用者のニーズに応えた運営ができるよう、人材の確保及び育成など質の向上に関する支援の取組を進めます。

(4) 相談支援

◆◆ サービスの見込量 ◆◆

単位:人/月(月間の利用人数)

サービスの種類		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
計画相談支援	人／月	183	186	190
地域相談支援 (地域移行支援)	人／月	2	2	2
地域相談支援 (地域定着支援)	人／月	21	23	25

実施の方向性

相談支援は、すべての障がい福祉サービス利用者が利用するものであり、その内容は利用者の暮らしに大きく関わるため、きめ細やかな配慮が求められます。

今後は、すべての対象者に対し、適切な相談支援を行えるよう、関係機関とともに相談支援専門員の確保に向けた検討及び高齢者福祉部門も含めた連携体制の整備、相談支援に関する研修会の実施など、量的及び質的に充実した支援を行えるよう取組を進めます。

4 地域生活支援事業の第7期見込量及び確保方策

◆◆ サービスの見込量 ◆◆

区分			令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
理解促進研修・啓発事業	広報活動		通年	通年	通年
自発的活動支援事業	社会活動支援	か所	1	1	1
相談支援事業	障がい者相談支援事業	か所	4	4	4
	地域自立支援協議会	有無	有	有	有
基幹相談支援センター設置事業		か所	1	1	1
住宅入居等支援事業(相談支援)		有無	有	有	有
意思疎通支援事業		回/月	20	25	30
手話奉仕員養成研修事業	研修実施か所数	か所	1	1	1
	研修参加申込者数	人/年	23	23	23
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	件/年	1	1	1
	自立生活支援用具	件/年	9	9	9
	在宅療養等支援用具	件/年	5	5	5
	情報・意思疎通支援用具	件/年	9	9	9
	排泄管理支援用具	件/年	485	490	495
	居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件/年	2	2	2
移動支援事業	実施見込か所数	か所	14	14	14
	利用見込者数	人/年	44	43	42
	延べ利用見込時間数	時間/年	1,628	1,591	1,554
地域活動支援センター基礎的事業		か所	2	2	2
うち機能強化事業		か所	1	1	1
日中一時支援事業	実施か所数	か所	19	20	20
	利用者数	人/年	40	40	40
成年後見制度利用支援事業		人/年	23	23	23

実施の方向性

地域生活支援事業については、ニーズの把握及びサービスの周知に努めながら利用促進を図っています。人材の確保及び育成や、連携体制の整備などの取組を進めるとともに、必要に応じて事業の整理や見直しを行い、利用者のニーズに対応できるサービス提供体制づくりを進めます。

また、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」に基づき、関係機関と連携しながら、障がいの種類や程度に応じた情報取得手段を提供できるような環境の整備に努めます。

5 その他に関する取組

(1) 発達障がいのある人への支援

発達障がいについては、教育や就労など、様々な場面で特性に合った支援や周囲から理解が得られることが重要です。理解促進のために「発達障害啓発週間」(4月2日～4月8日)の周知を行い、島根県西部発達障害者支援センターWiNDや専門医療機関等と連携し、支援体制の充実を図ります。

発達障がい児の保護者に対するペアレントプログラム、ペアレントトレーニングなど、家族に対する支援も必要であるため、関係機関と連携しながら、支援体制の整備に努めます。

項目	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
発達障がい者地域支援協議会 (開催回数)	1回	1回	1回
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等 (実施者数)	6人	6人	6人
ペアレントメンター(人数)	4人	5人	5人
ピアサポートの活動(参加人数)	15人	15人	15人

(2) 難病患者への支援

難病患者とその家族の療養上の不安や介護の負担を軽減するなど、適切な在宅支援を行うため、島根県・浜田保健所による難病対策を中心に連携を強化し、地域の難病対策の充実を図ります。

難病患者については、「障害者総合支援法」の対象となる特定疾患に該当すれば、障がい福祉サービスの利用が可能です。適切な情報提供を行い、居宅介護サービスや日常生活用具の給付事業などの充実を図ります。

(3) 虐待防止に向けた取組

障がいのある人への虐待を禁じる「障害者虐待防止法」が、平成24年(2012年)10月に施行されたことを受け、本市でも浜田市障がい者虐待防止センターを設置し、虐待に関する相談等に応じています。また、虐待防止のために浜田圏域自立支援協議会や島根県障がい者権利擁護センター等の関係機関との連携を強化し、虐待が発生した際には、虐待対応専門チームを中心に迅速かつ適切な対応がとれるよう、体制の構築を図ります。

第4章 障がい児福祉計画（第3期）

1 第2期計画の実績と課題

第2期計画の見込量に対する実績と、関係団体調査にみる課題は以下のとおりです。

※令和5年度（2023年度）の実績については、10月末現在における見込み。

■□ サービスの内容 □■

サービス名	内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
放課後等デイサービス	授業の終了後又は学校休業日に施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	障がい児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを2週間に1回程度訪問し、障がいのある子どもや保育所などのスタッフに対し、障がいのある子どもが集団生活に適応するための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等の状態にあり、障がい児通所支援を利用するため外出することが著しく困難な子どもへ発達支援が提供できるよう、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。
障がい児相談支援	障がいのある子どもが障がい児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に、適切なサービスが総合的かつ効果的に提供されるように、計画を作成します。

単位：人日／月（月間の延べ利用日数）、人／月（月間の利用人数）

サービスの種類		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
児童発達支援	見込量(A)(人日／月)	130	130	130
	実績(B)(人日／月)	174	183	227
	達成率(B/A)(%)	133.8	140.8	174.6
	見込量(A)(人／月)	30	30	30
	実績(B)(人／月)	46	58	52
	達成率(B/A)(%)	153.3	193.3	173.3
放課後等デイサービス	見込量(A)(人日／月)	1,957	2,057	2,157
	実績(B)(人日／月)	2,157	2,271	2,644
	達成率(B/A)(%)	110.2	110.4	122.6
	見込量(A)(人／月)	214	224	234
	実績(B)(人／月)	260	253	279
	達成率(B/A)(%)	121.5	112.9	119.2

サービスの種類		令和3年度 (2021 年度)	令和4年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023 年度)
保育所等訪問支援	見込量(A)(人日／月)	22	23	25
	実績(B)(人日／月)	20	22	20
	達成率(B/A)(%)	90.9	95.7	80.0
	見込量(A)(人／月)	22	23	25
	実績(B)(人／月)	20	22	20
	達成率(B/A)(%)	90.9	95.7	80.0
居宅訪問型児童発達支援	見込量(A)(人日／月)	10	10	10
	実績(B)(人日／月)	0	0	0
	達成率(B/A)(%)	0.0	0.0	0.0
	見込量(A)(人／月)	5	5	5
	実績(B)(人／月)	0	0	0
	達成率(B/A)(%)	0.0	0.0	0.0
障がい児相談支援	見込量(A)(人／月)	54	56	58
	実績(B)(人／月)	51	51	56
	達成率(B/A)(%)	94.4	91.1	96.6

【実績概要】

- 児童発達支援、放課後等デイサービスについては、増加傾向にあり、見込量を大きく上回る実績となっています。
- 保育所等訪問支援、障がい児相談支援は概ね見込量に近い実績となっています。
- 居宅訪問型児童発達支援については、圏域にサービス提供事業所の開設がなかったため、実績はありません。

【関係団体調査にみる課題】

- 事業所が増えて利用しやすくなった一方で、各事業所が提供するサービスの質に差があることが課題としてあげられます。
- 児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を進めるためにも、保育所、学校又は放課後児童クラブ等の集団の中で適応できるようになることをめざして、支援していく必要があるという意見があがっています。
- 支援を進めていく上で、学校との連携を強化していくことが求められています。
- 事業所において、人員、専門的知識を備えた人材が不足しているという現状があります。
- 医療的ケア児への支援の充実が求められています。

2 令和8年度（2026年度）に向けた目標値

①障がい児支援の提供体制の整備等

■国の基本方針（令和8年度（2026年度）末の目標）

- ・児童発達支援センターを各市町村または圏域に1か所以上設置
- ・保育所等訪問支援等の活用により、すべての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築
- ・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等を各市町村または圏域に1か所以上確保

■市の成果目標

項目	目標値	考え方
児童発達支援センターの設置	有	各市町村に少なくとも1か所以上設置 (単独設置が困難な場合は圏域設置可)
保育所等訪問支援の利用できる体制の構築	有	すべての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	有	各市町村に少なくとも1か所以上設置 (単独設置が困難な場合は圏域設置可)
保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の確保	有	令和8年度（2026年度）末までに関係者による協議の場を設置
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	有	令和8年度（2026年度）末までにコーディネーターを配置

■市の活動指標

	実績値			見込値		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (見込み) (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	有	有	有	有	有	有
医療的ケア児等に対する関連分野を調整するコーディネーターの配置人数	5人	8人	8人	8人	8人	8人

目標達成に向けた取組

- 児童発達支援センターの設置及び主に重症心身障がい児を支援する事業所の確保については、市単独では難しい課題もあるため、圏域の社会資源の活用に向けて今後検討を進めます。
- 医療的ケア児のための協議の場については、令和3年度（2021年度）から年1回実施し、関係機関との情報共有及び課題の検討を行っています。そのほかにも、個別のケースに応じた協議を行い、課題の解決に努めます。
- 本市では、障がい福祉担当部署、母子保健担当部署及び浜田市基幹相談支援センターに医療的ケア児に関するコーディネーターを配置しています。今後も必要な情報やサービスを提供できるよう、医療的ケア児及びその家族の支援の充実を図ります。

3 障がい児通所支援等の第3期見込量及び確保方策

◆◆ サービスの見込量 ◆◆

単位：人日／月（月間の延べ利用日数）、人／月（月間の利用人数）

サービスの種類		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
児童発達支援	人日／月	238	243	248
	人／月	53	54	55
放課後等デイサービス	人日／月	2,708	2,736	2,765
	人／月	285	288	291
保育所等訪問支援	人日／月	21	22	23
	人／月	21	22	23
居宅訪問型児童発達支援	人日／月	0	0	1
	人／月	0	0	1
障がい児相談支援	人／月	57	58	59

実施の方向性

障がい児支援は利用者が増加傾向にあり、適切な時期に必要なサービスを受けられるよう、必要量の確保を図るとともに、ニーズが多岐にわたる中で支援の質の向上が求められます。

特に児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、専門職の配置や職員の研修受講を積極的に行う事業所の取組を推進し、重症心身障がいや強度行動障がいのある子ども、医療的ケア児が利用できる事業所の確保に努めます。

また、インクルーシブ教育を推進するために、教育部局との連携を強化し、保育所等訪問支援も一体的に実施する事業所の充実を図ります。

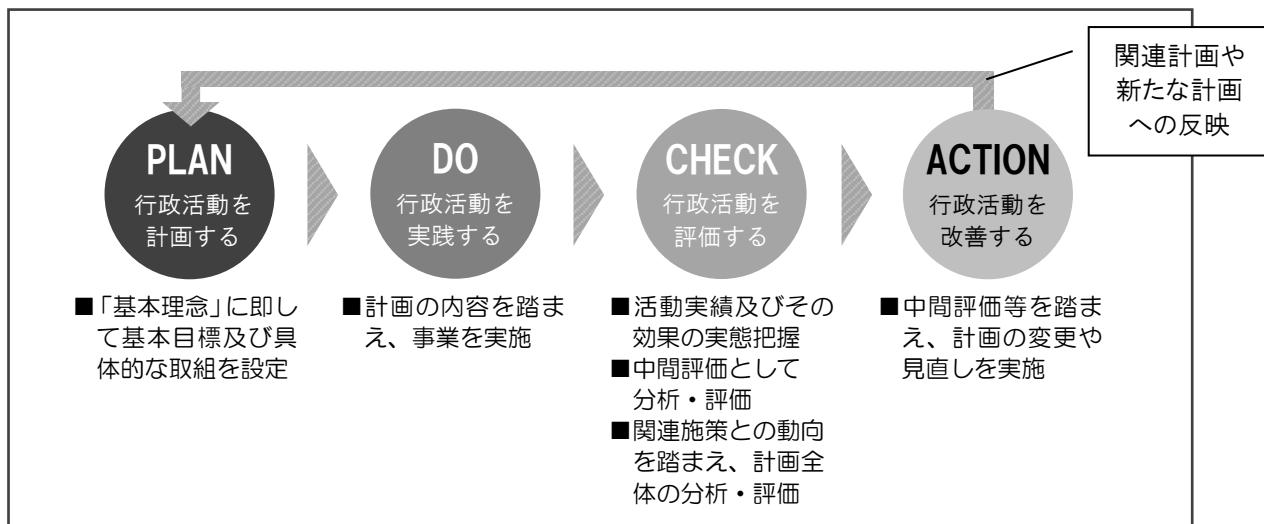
第5章 計画の推進体制

1 計画の進捗管理

本計画を着実に推進するため、「Plan（計画）→Do（実践）→Check（点検・評価）→Action（改善）」のPDCAサイクルに沿って、各事業の数値目標に対する達成状況及び進捗状況等について調査・分析し、それぞれの状況を的確に評価し、計画の見直し等、施策に反映させていきます。

計画の達成状況の点検及び評価等の進行管理にあたっては、浜田市保健医療福祉協議会が各種施策の実施状況の把握・点検を行います。

■ P D C A サイクルのプロセスのイメージ



2 市民参画の推進

障がいのある人が地域で安心して暮らしていく環境づくりを進めていくためには、行政だけでなく、社会福祉協議会や民生児童委員、自治会、ボランティア団体等による支援や協力が重要となります。障がいのある人が地域で生活をするにあたっては、一人ひとりのニーズに合ったサービスが必要となるため、障がい福祉に関するボランティア団体の育成に努めるとともに、市民と行政がそれぞれの役割を果たしながら、相互に連携して施策を推進していきます。

また、浜田市では、平成30年（2018年）に「浜田市障がいのある人もない人も共に生きることができるまちづくり条例」を制定し、施行しています。障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に安心して生きることができるまちの実現をめざします。

3 関係機関の連携

障がい者施策は、保健、医療、福祉、教育、労働、生活環境など様々な分野が関連しています。そのため、府内はもとより、幅広い分野における関係機関との連携を強化し、障がいのある人一人ひとりの障がいの特性やライフステージに応じた総合的かつ継続的な支援を推進します。

資料編

1 策定経過

令和 5 年(2023 年) 6 月 13 日(火)	○第 1 回浜田市保健医療福祉協議会 ・浜田市障がい福祉計画・障がい児福祉計画の見直しについて
9 月 29 日(金)	○第 1 回障がい者福祉専門部会 ・国の基本指針について ・計画策定スケジュールについて ・現時点でのサービス見込量推計について ・障がい福祉施策に関する調査票(案)について
10 月 23 日(月)～ 11 月 8 日(水)	○関係団体調査(障がい福祉サービス事業所等)
12 月 4 日(月)	○第 2 回障がい者福祉専門部会 ・浜田市障がい福祉計画(第 7 期)・浜田市障がい児福祉計画 (第 3 期)(素案)について ・計画策定スケジュールについて
12 月 18 日(月)	○第 2 回浜田市保健医療福祉協議会 ・浜田市障がい福祉計画(第 7 期)・浜田市障がい児福祉計画 (第 3 期)について
令和 6 年(2024 年) 1 月 5 日(金)～ 2 月 5 日(月)	○パブリックコメント

※「浜田市障がい福祉計画(第 7 期)・浜田市障がい児福祉計画(第 3 期)」に関連する部分のみ

2 浜田市保健医療福祉協議会規則

平成 17 年 12 月 22 日
規則第 241 号
改正 平成 20 年 4 月 1 日規則第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、浜田市附屬機関設置条例（平成 17 年浜田市条例第 18 号）第 3 条の規定に基づき、浜田市保健医療福祉協議会（以下「協議会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(補欠委員の任期)

第 2 条 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 3 条 協議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会の議事に当たり、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第 5 条 協議会に、専門事項を調査審議するために専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、協議会から付託された事項及び保健、医療、福祉の各種計画に関する事項等について調査研究し協議会に報告する。

3 専門部会の委員は、協議会の委員のほか、必要に応じて市長が委嘱し、又は任命する。

4 前 3 条の規定は、専門部会について準用する。この場合において、「委員」とあるのは「専門部会員」と、「協議会」とあるのは「専門部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「副会長」とあるのは「副部会長」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第 6 条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 協議会の庶務は地域福祉課において処理し、専門部会の庶務は関係主務課において処理する。

(その他)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日後又は委員の任期満了後最初に開かれる協議会の会議は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。

附 則（平成 20 年 4 月 1 日規則第 5 号）

この規則は、公布の日から施行する。

3 浜田市保健医療福祉協議会委員名簿

(令和6年(2024年)3月末時点)

関係団体	職名等	氏名	備考
浜田市医師会	会長	笠田 守	
浜田市社会福祉協議会	会長	中島 良二	会長
島根県立大学	准教授	角 能	
浜田歯科医師会	会長	佐々木 良二	
浜田薬剤師会	顧問	川神 裕司	
浜田医療センター	院長	栗栖 泰郎	
浜田市民生児童委員協議会	理事	佐々木 喜弘	副会長
浜田市保育連盟	会長	山崎 央輝	
浜田市手をつなぐ育成会	会長	室崎 富恵	
浜田市高齢者クラブ連合会	事務局長	布施 賢司	
浜田保健所	所長	中本 稔	
浜田警察署	生活安全課長	河野 明日香	
浜田児童相談所	所長	長谷川 美穂	
浜田市校長会	会長	西村 淳	
浜田地域協議会	委員	宮木 竜一	
金城地域協議会	委員	山本 宏明	
旭地域協議会	委員	大屋 美根子	
弥栄地域協議会	委員	三浦 寿紀	
三隅地域協議会	委員	鶴川 由美子	

4 障がい者福祉専門部会委員名簿

(令和6年(2024年)3月末時点)

関係団体	職名等	氏名	備考
浜田市身体障害者福祉協会	会長	西田 正行	部会長
浜田市手をつなぐ育成会		煙艸 のぞみ	
西川病院 当事者家族		槙本 善子	
特定非営利活動法人 海	事務局	山本 裕恵	
社会医療法人清和会 西川病院	相談サービス課長	地主 礼	
浜田公共職業安定所	統括職業指導官	青木 真由美	
浜田障害者就業・生活支援センター レント	所長	佐々木 秀樹	
島根県立浜田養護学校	教諭	大前 晶子	
浜田保健所	総務保健部長	手島 雅也	
浜田児童相談所	判定保護課長	花谷 慶子	
浜田市社会福祉協議会	地域福祉係長	河野 良平	
島根県西部視聴覚障害者情報センター	所長	小松 京子	
地域生活支援センター らいふ	所長	山崎 幸史	副部会長
特定非営利活動法人 浜っ子作業所	所長	沖田 和美	
相談支援事業所 ぴゅあサポート	管理者	宮家 瑞穂	

浜田市障がい福祉計画（第7期）・ 浜田市障がい児福祉計画（第3期）

発行年月：令和6年（2024年）3月

発行・編集：浜田市 健康福祉部 地域福祉課

〒697-8501 島根県浜田市殿町1番地

Tel：0855-25-9322

Fax：0855-22-9733